

西日本入会林野研究会

会 報 (第14号)

『入会林野高度利用の課題』 (第14回シンポジウム)

<あいさつ>

入会林野の整備について……………河田 護郎 (1)

<報告要旨>

入会林野高度利用について……………竹林彌壽友 (2)

熊本県球磨村における入会林野整備状況……………稲生 一成 (5)

大分県における入会林野整備の現状と課題……………足立 紀彦 (7)

四全総・リゾート法と入会林野整備……………矢野 達雄 (14)

<シンポジウム>

I 三隅市生産森林組合の経営内容…………… (17)

II 個人分割を目的とする整備…………… (19)

III 入会権明確化の必要性…………… (20)

IV 多機能重視型森林経営の問題点…………… (24)

V その他の諸問題…………… (25)

<大会記事・総会報告>

1990・6

西日本入会林野研究会

西日本入会林野研究会規約

第一条(名称) 本会は西日本入会林野研究会と称する。

第二条(目的) 本会は入会林野にかんする理論的実証的研究をすすめるとともに会員の親睦をはかることを目的とする。

第三条(事業) 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

学術研究会の開催

機関紙の発行

その他目的達成に必要な事業

第四条(会員) 本会は西日本(中・四国、九州)地方に居住する入会林野の研究者、実務家で本会の目的に賛成する者によって組織される。

第五条(事務所) 本会の事務所は福岡市早良区西南学院大学におく。

第六条(役員) 本会の役員として運営委員若干名及び監事2名をおく。

運営委員は本会の運営の任にあたる。

運営委員中1名を代表委員として本会を代表する。

監事は本会の会計を監査する。

役員は総会で選出しその任期は一年とする。

第七条(総会) 本会は毎年一回総会を開催し重要事項を決定する。

第八条(会費) 会員は毎年会費を納入しなければならない。

会費の額は総会で決定する。

第九条(会計年度) 本会の会計年度は9月1日から翌年8月31日までとする。

制定 昭和50年10月7日

改正 昭和59年9月26日

入会林野の整備について

林野庁森林組合課 河田 護 郎
も研究しなければならない諸問題が残っている。

更に、林野庁においては、整備の受皿である生産森林組合の経営の悪化等により整備が停滞し、特に都市近郊において遅れており、整備の受皿が課題となっている。

このため、平成元年度から平成2年度までの2ヵ年間に於いて、都市近郊の入会資源においてその成立条件等を調査目的とした「都市近郊入会資源信託活用基本調査」を公有林全国協議会に委託して実施し、この調査結果を踏まえた適切な指導・誘導を図ることにより、入会資源の有効活用と入会林野等の整備の促進に資するものである。

入会林野等については、これまで整備を行ったもの(生産森林組合等)を含め、整備前、整備後を合わせ考えてみると、入会林野等をめぐる問題については右から左へとかたづけることのできないものが多く、林野庁としてもその解決に努力してまいり所存であるが、この入会林野研究会の存在とその果すべき役割は今までも増して重要であり、皆様方の御活躍を切に期待しているところである。

終わりに西日本入会林野研究会のますますの御発展と皆様のご健勝を祈念するとともに、今後の入会林野資源総合活用促進対策の推進について一層の御協力をお願いする。

西日本入会林野研究会も本年度で14回目を迎え、このように盛大に開催されますことを心からお祝い申し上げます。

まず、最初に常日ごろ入会林野等の研究に熱心に取り組んでおられる皆様方の熱意に心から敬意を表する次第である。

さて、入会林野の整備については、昭和41年の入会近代化法が制定されてから20余年が経過いたしました。この間における整備の状況等について述べると、63年度末における入会林野の整備状況であるが、これまでに整備に着手したものが、約8,400件で、面積は76万ヘクタールとなっており、このうち都道府県知事の認可を受け整備を完了したものが約5,800件でその面積は51万7千ヘクタールとなっている。

つまり、残りの32%は現在手続中のものである。

しかしながら、未だ約80万ヘクタールの入会林野等が残存している。

近年における国土の有効利用あるいは林業の活性化の要請が高まる中で、入会林野等を有効に活用することが強く求められている。

他方、林業の不振や山村の過疎化の進行等に伴って、整備意欲が減退していることに加え、村落機能の低下や私権意識の高まりなどの中で権利調整が従来にも増して困難となっていること等幾多の問題があげられる。

また、現在、生産森林組合数は、3,350組合で、このうち約8割が入会林野等の整備により設立されたものでありますが、その経営は厳しい状況にある。

生産森林組合の今後の経営のあり方について

入会林野高度利用について

三隅市生産森林組合 竹 林 彌壽友

1. 地域の概要

(ア) 三隅町は山口県日本海側の中央部に位置し、萩市と長門市の間にある人口約 7,000人の第一次産業を基幹産業とした町である。

当該入会林を保有する三隅市集落は町の中央部に位置し、戸数約 100戸、人口約 340人である。

(イ) 組合の沿革

現在私どもが経営している林地(約 105ha)はもともと三隅町市集落共有林で、入会林野権者 岡藤弥四郎外 61名で明治 22年に登記されている。

戦後この伐期に達した共有林の利用により、しばらくの間はその収入を集落公会堂の建設及び集落の運営の一部に充てることが出来た。

戦後の社会の変革による住民の地域連帯感も薄らぎ共有林は放置される状況にあった。

そこで昭和 45年に入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の規定により三隅市入会林野整備計画書の申請手続きを行ったが制約も厳しく申請するまでに至らなかった。

昭和 54年自治会発足に伴い、三隅町市入会林野組合の規約を一部改正し、三隅町市自治会の共有林として特別会計で処理運営することにした。

山の育林は、共同作業で行っているが、組合員も次第に高齢化し、出役者の確保も難しく作業に支障をきたす状態となって来た。

組合員の心あるものが集まり、公社・その他等に委託するよう申請を行ったが入会林には、いろいろと制約があり、なかなか思うような段取りが出来なかった。

このように行きづまった状況を打破するため、有志により組合整備に着手し昭和 60年入会林野整備計画をたて、昭和 61年 2月に三隅市生産森林組合を設立し、現在に至っている。

2. 経営の概要

(ア) 組織

設 立	昭和 61年 2月 13日
組 合 員	42名
理 事	5名
監 事	2名
出 資 口 数	1,880口
現物出資金	18,800千円

(イ) 所有林の内容

(単位: ha)

区分	人 工 林				天然林		計
	樹齡	松	檜	杉	計	雑木	
1~10				2.93	2.93		2.93
11~20			0.32	0.03	0.35	54.04	54.39
21~30				2.19	2.19	3.60	5.79
31~40			0.35	2.93	3.28	16.87	20.15
41~50			0.68	0.56	1.24	17.59	18.83
51~60						1.98	1.98
61~70	1.76			0.09	1.85		1.85
計	1.76	1.35	7.48	11.84	94.08	105.92	

(ウ) 撫 育

毎年 下 刈 6月)年 3回 共同作業
除間伐 1月、11月

(エ) 貸借対照表 (昭和 63年 12月 31日 現在)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
預 金	1,884	退 職 給 与 引 当 金	33
立 木	4,828	出 資 金	18,800
土 地	14,612	資 本 金	2,504
外部出資金	103	法 定 準 備 金	3
		任 意 積 立 金	5
		当 期 利 益 金	9
		前 期 繰 越 金	13
計	21,367	計	21,367

(オ) 損益計算書 (昭和 63年 12月 31日 現在)

事業総損益	125千円
事業管理費	△ 821
事業外損益	705
經常利益	9

3. 林野高度利用

(ア) 治山事業について

かねてより念願していた治山事業が昭和 63年 8月上旬、えん堤工事が着工され工事に伴い当組合所有林に林道の付け替えが施行され平成元年 2月上旬に工事が完了した。

したがって、林道予定地の立木(檜・杉・雑木)の販売が出来、経営面にプラスとなった。

また、林道周辺の杉の除間伐及び枝打ち等の管理作業を効果的に実施できるようになった。

平成元年 7月上旬奥野地区の治山えん堤

工事が着手され、本年 12月中旬に完成する予定である。

このように、共有林内の林道付け替えに伴い将来の立木の搬出・管理作業等が容易となり、経営面にも効果が期待できるようになった。

(イ) わさび栽培について

三隅町では昭和 63年に地区林業構造改善事業計画が計画され、その中に町の特産品として、わさび栽培計画が立案され事業を推進することになった。

については、当組合所有地の八代地区にわさび栽培が計画され、昭和 63年 8月上旬に専門家に依る現地調査の結果、好適地と立証された。

そこで組合員によりわさび栽培の計画を協議検討したが、当面、専門家もおらず第一段階として町森林組合に土地を提供してわさび栽培を委託することにした。

この事業成果を参考として、将来的には直営のわさび栽培を実施するなど経営の拡充を図る。

(ウ) 複層林について

当組合人工林 10haのうち約 6割が大滝地区にあり、しかも 30年から 50年生の杉・檜である。

したがって、当組合の主力であるこの地区に複層林を計画し、合理的な山林経営をすすめて行く考えである。しかし、この地区は車の通る作業道がなく八代地区より大滝地区に至る大型車が通行できる作業道(3.6 m)を申請しているところである。

(エ) 薪炭生産及び公社造林について

将来八代地区より大滝地区に至る作業道が完成すれば周辺の雑木を伐採し、薪炭生産を行い、その後に公社造林を計画している。

熊本県球磨村における入会林野整備状況

熊本県林政課 稲生 一成

以上いろいろと述べて来たが「山を買えば道を見て買え」と言うことわざの通り山の高度利用は何れの角度から見ても林道・作業道を新設して利用価値を高める事である。

林業をとりまく環境は厳しいものがあるが、私どもはこれを克服して自然を守り、子孫のため立派な森林を作り実のある健全な経営を行い「地域振興」「村づくり」を旨として努力しているところである。

さて、この組合設立して4年目になり、組合の健全経営を薦めて来たが、数多くの課題を抱えており、次の4点について問題を提起したい。

㊦ 組合運営について

ア. 当組合員は、設立当時は47名で出発したが、現在は42名となり平均年齢は54.5才である。また、65才以上が8名おり、組合員の約20%をしめている。

なお、役員員の平均年齢は65.4才となっている。

イ. 財務諸表、その他報告書類の事務関係が高度の為此の事務を処理する者の確保について苦慮している。したがって、組合員の高齢化及び後継者の不足（不在）が将来組合経営に支障をきたすことが予測される。これらの対策について、県当局・町当局の積極な指導援助をお願いしたい。

㊧ 法人税について

ア. 当生産森林組合としては、組合員の賦課金及び不参加料等により組合経営を補っている状態であり、財政的にも余裕のない状況である。

また、山林は自然を守り、かつこれら組織は地域の連帯を強固するものであ

り、町づくりの側面からも現在の法人税の課税基準を資本金の3千万円以下と以上に分類するなど負担額の軽減をお願いしたい。

イ. 税法上では現在の法人税は損金に算入されないで経常利益に加算されて課税されている。

生産森林組合としては、特別法人扱いとして法人税を損金として認めて欲しい。

なお、今後の法人税の増額をしない様に切望する。

㊦ 組合員脱退による出資金の払出について
今後は組合員の高齢化が進み共同作業の不参加などの理由により脱退者が予測される。

将来、脱退者に対する出資金（現物）の払出について財源がない場合の措置方法について対策をお尋ねしたい。

㊧ 林道の道幅の拡張について

現在の林道では、幅員が狭いので将来山の撫育及び立木搬出等に大型車の導入に支障をきたすことが考えられる。

林道の拡張について配慮をお願いしたい。

1. はじめに

昭和41年入会林野近代化法が制定されたが、本県においては、昭和44年から入会林野整備に取りくんでおり、現在までに69地区8,278 haの整備を進めた。その特徴をあげると圧倒的に個人分割型の整備が多い。これを如実に示しているのが、球磨村における整備である。県下最高の整備実績を持っているが、そのすべてが個人分割型の整備である。この本県入会林野整備の代表的地域であるともいえる本村の状況について紹介してみたい。

2. 概況

本村は熊本県南部、九州山脈を横断する日本三大急流の一つである球磨川中流部の北岸及び南岸にそって位置する。村の総面積のうち88%は山林であり、そのうち民有林面積は16,542ha、人工林率69%と森林資源には比較的にめざまれた地域である。

3. 入会林野の状況

本村には11,165haもの入会林野が存在し、これは村総面積の54%、村民有林面積の67%にあたる。土地所有の沿革は、古くから部落共有林として共同利用されてきたものが、土地官民有区分が施行されると随時在住者により記名共有による保存登記がなされたものがほとんどである。また、利用状況は、藩政時代から昭和30年代初めまで採草地、焼畑として利用されてきた。しかし、その後山に経済的価値が見いだされるようになると個人分割による人工造林がさかんに行われるようになり現在に至っている。

4. 入会林野の整備状況

昭和40年から測量に着手し、最初の認可は昭和45年であり、それ以来現在（平成元年7月）までに19地区、2,646haの整備を行っている。これは本村入会林野総面積の24%、本村入会林野測量総面積5,288haの50%、本県整備面積の32%にあたる。整備後の経営形態は冒頭にも述べたとおりすべて個人分割である。その理由としては、①一地区あたりの平均整備面積は139haと比較的大きく、したがって権利者一人あたり平均5ha以上の林野を取得でき個人有林とあわせると規模的に個人経営がある程度成り立つ見込があったこと、②入会時代から利用形態の大半が個人分割利用であったため、それをそのまま整備後の経営へ移行させたこと、③入会林野整備を意図した時点において同じ地区に居住していながらも土地に対する考え方の相違、共同作業に対する不満などから既に共同体としての意識が希薄になっており整備後の協業が困難であるものが多かったことなどが主なものとしてあげられる。

5. 整備後の経営形態について

最近、入会林野整備上の中心的課題として整備後の経営形態の問題、特に生産森林組合の経営の問題がとりあげられることが多いようだ。土地の集中分散を防止するため整備後の経営主体は生産森林組合等の法人組織とし協業を図ることが入会林野近代化法の趣旨とされているが、本村の場合当初から一貫して個人分割であり、法の趣旨にそった整備をやってきたとはいえない面がある。しかしなが

ら、このことが逆に法人化による経営上の問題に直面することにならずにすんだわけでもある。ところで、整備地の実態をみると完全に個人有となったことで土地に対する愛着が高まり農林業経営に対する意欲も増大し森林、樹園地等に積極的に活用されている。また分割後の土地流動、農林業以外への転用も一切なく近代化法第1条の「農林業経営の健全な発展」は十分図られているといえるようだ。協業化は本来労働生産性の向上のための施策単位の拡大を企図するものであり、個人土地保有規模が零細な場合は特に有効であるが、土地保有規模がある程度大きい場合にはあえて協議化を行うよりも個人のまの方が経営的には望ましいように思われる。本村の場合、先にも述べたとおり整備による権利者1人あたりの取得面積だけで平均5ha以上ということで個人経営を選択してもよいような状況であったようだ。今後の整備予定地区についても一地区あたりの面積がかなり広大なものが多く個人分割型の整備が中心となるであろう。

6. 事務推進上の課題

今後の整備予定地区としては当面測量済整備未実施地区である13地区、2,534haが計画されているが、事務的なレベルで特に重点を置かなければならないこととして、整備対象土地地積測量図の再点検をあげたい。本村のような個人分割型整備の事務的最终目標は所有権移転登記の完了であるといえるが、これには前提として地積更正、分筆の登記が必要とされることが通例である。この前提登記の成否の鍵は地積測量図と字図との整合性であるといっても過言ではなく、そのためにもいま一度測量図と字図とを比較照合し整備対象地の隣接地の位置関係について両者の整合性が確保されるような必要な措置（例えば再測

量による測量図の修正や字図訂正申出）を講じておく必要がある。

7. おわりに

以上、本村入会林野整備状況について概略を述べたわけであるが、本村の産業の中心は、言うまでもなく林業であり、林業を振興することが地域の振興につながるものである。ところで、本村は人工林率が69%と県平均の60%を上回ってはいるものの、人工林面積の大部分が保育、間伐対象林であるため間伐等の推進が大きな課題であり、そのために基盤整備等の充実を図る必要があるが、これは林業構造改善事業等の林業関連施策に負うところが大きい。入会林野整備はこのような施策導入を容易にする環境づくりに大きく貢献するものであるといえる。行政も含めた関係者の一層の熱意と努力をもって早期整備の実現を図りたい。

大分県における入会林野整備の現状と課題

－入会林野の積極的保全対策を考える－

大分県大分事務所 足立紀彦

1. はじめに

私はこの研究会において、大分県の入会林野整備の現状と課題について紹介するとともに、自然崩壊しつつある入会権を行政サイドから積極的に保全（曖昧になっている権利を明確な入会権として補強すること）する必要性とその方策を提案したい。

2. 本県入会林野の概況

本県の入会林野は表1に示すとおりである。本県の入会林野は表1に示すとおりである。民有林401千haの13%を占める514haが入

会林野とされている。

入会林野の資源内容をみると人工林率は41%で、県平均の54%に比べ著しく低く、ご多聞に漏れず、本県でも入会林野は低利用地が多いことがわかる。

3. 入会林野整備の状況

本県における入会林野の整備状況を表2及び図1に示した。昭和41年の調査当時、約6万haあった入会林は、その後19千haが測量等の整備に着手され、9,205haが認可されたが、依然

表1 入会林野の資源内容

単位 ha、%

		総数	人工林	天然林	その他
全県	面積	401,302	215,170	151,728	34,404
	比率	100	54	38	8
入会林野	面積	51,155	20,922※	22,867※	7,366※
	比率	(全県比) 13	41	45	14

※入会林野の人工別面積は森林計画書を調整したもの

表2 整備の状況(全国比較)

単位: ha、件、()は%

		S41現在の入会林野	整備着手	認可済	自己整備	未整備
全国	面積	1,848,100 (100.0)	752,809 (40.8)	511,517 (27.7)	287,086 (15.5)	808,205 (43.7)
	件数	19,526 (100.0)	8,335 (42.7)	5,711 (29.2)	3,428 (17.6)	7,763 (39.7)
本県	面積	60,360 (100.0)	19,280 (31.9)	9,205 (15.2)	-	41,080 (68.1)
	件数	1,762 (100.0)	329 (18.7)	184 (10.4)	-	1,433 (81.3)

S 63.3未現在の数値

として41千haもの面積が未着手のまま残っている。整備進捗率は全国的にも低い水準であるといえる。

1 集団当りの保有面積を着手済と未着手で比較すると、前者が59ha、後者は29haとなり、大規模の入会林野から整備が進み、小規模のものが未整備のままであることがわかる。

また本県では九重町外7市町だけで認可面積の80%を占めており、整備地域に偏りが見られている。入会林野は4町村を除く県下54市町村に分布しているにも拘らず、このような偏りが見られるのは、事務を委ねられる市町村において①入会権に精通している職員が少ないこと、②事務が増えることを敬遠しているところが多いこと等が原因と考えられる。

4. 入会林野整備アンケート調査の結果

本県では昭和59年から61年までの3ヶ年間、公有林野全国協議会が実施したものと同様のアンケート調査を行なった。

結果は表3～表7に示すとおりである。全部

で90件、面積は5,167haで、これは全入会林野面積のほぼ10%にあたり、ある程度正確に集団の意向が聞けたのではないかと考えている。調査は無作為に行ったが、結果的には有意差が見られた。その1つは1件当り面積が57haと、平均の29haを大きく上回るものであったこと。もう1つは人工林率が46%で、県平均54%は下回るものの、入会林の平均41%を上回るものであったことである。

表7の整備の意向については、整備したい集団が90件中45件、つまり半数が整備したいと答えている。一方、現状でよいと答えたのは20件(22%)であった。整備したいと、現状でよいと答えた集団の所有規模を比較すると、前者は73ha、後者は45haで、大規模の集団ほど整備の意向が強いことを示している。

またアンケートの中の“近代化法によって入会林野が整備されることを知っているか”との質問に対し、知らないと答えた集団が34件(38%)も存在することがわかり、県等の行政側のPR不足を逆に指摘される結果となった。

図1. 整備実績の推移

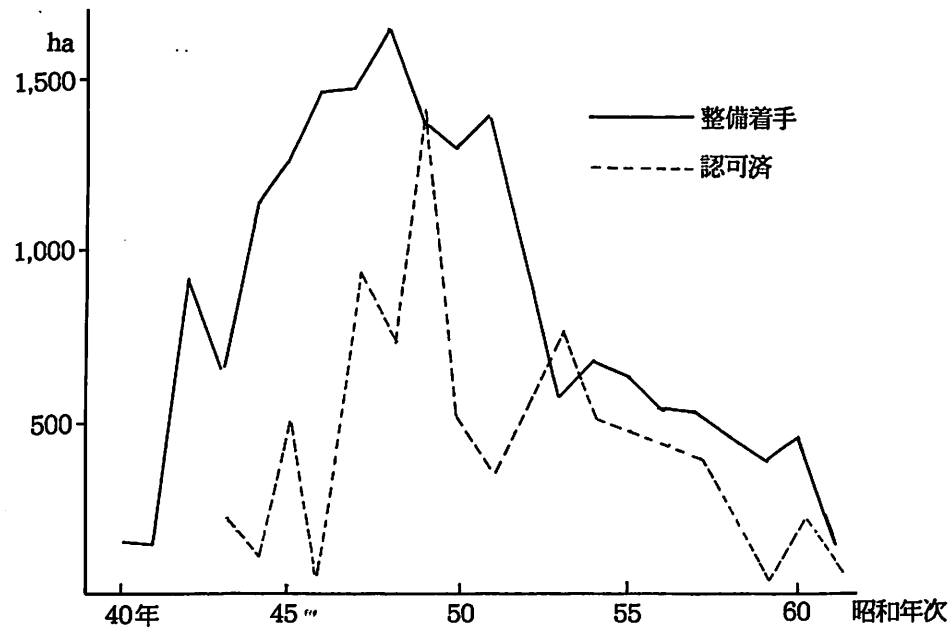


表3 調査のアウトライン

実施期間	総件数	総面積	1件当り面積	権利者総数	1集団当り人数
S59~S61	90集団	5,167ha	57ha/件	5,447人	61人

表4 調査入会林野の資源内訳

	総数	人工林	天然林	その他
面積	5,167	2,358	1,196	1,613
比率	100	46	23	31

表5 登記形態(全90件)の内訳

記名共有(会員)	記名共有(代表者)	部落	個人	市町村	社寺	その他
34	23	11	5	5	2	10

表6 整備の障害(60件回答)

順位	障害の理由	件数
1	事務処理が難しく適任者が得られない	24
1	権利者全員の合意が得られない	24
3	権利意識の高揚、生活様式の変化等により権利関係の調整が難しくなっている	21
4	林業の先行き不振のため経営意欲がわいてこない	20
5	権利者全員を把握できない	16
6	所有名義人の同意が得られない	14
6	土地が第三者のものになる心配がある	14
8	整備のための経費を捻出できない	13

表7 整備の意向

	件数	同左比率	面積	同左比率	1件当り所有規模	人数
整備したい	45	50%	3,271ha	63%	73ha/件	2,483人 1.32ha/人
現状でよい	20	22%	901ha	17%	45ha/件	1,259人 0.72ha/人
(近代化法知らず)	34	38%	-	-	-	-

5. 本県の入会林野整備推進上の課題

本県の課題を整理すると表8のとおりである。総括すれば、依然として相当量ある入会林野について県として積極的に取り組まねばならないということである。「入会整備は昭和40～50年代のこと」といった考えは改め、再び原点に帰って考え直す必要があると思う。ひと頃のベテラン入会林野整備士は一線を去り、今や担当者は経験の浅い若い職員ばかりとなっている現在、かつてただ拡大造林推進のために展開してきた入会林野整備を、真に山村社会の利益につながる今日的入会林野整備に軌道修正していくことが今後の大きな課題ではないだろうか。

6. 事例の紹介

私は昭和59年から本庁で4年間入会整備を担当し、昨年出先で現場の指導に当たっている。

この間、県下各地で直接タッチした事例の中からとくに印象深い3つの事例を紹介したい。

(ア) A大字Uの例

市郊外の市街化が進む入会林であったが、「生産森林組合（以下生森）を作りたいので指導してくれ」ということで伺った。

入会整備をして生森にしたい理由は主として①登記名義人の相続人から権利を主張される恐れがあること、②転入者が多くなり権利者を増やしたくないこと、③生森にして経営意欲を増進させたい等々であった。

私は、現在集団が直面している問題はわざわざ入会整備をしなくても解決ができるのではないかと考え、集団が入会慣行を全面的に廃止したいという要望がないことを確認したうえで、逆に生森化することのデメリットを説明して、

整備しないよう指導した。

現在その集団では慣行を一部改正し明文化したうえで公正証書にして、権利者全員で山林の管理を安心して行っている。

(イ) B町大字Tの例

本県で認可した入会林の中でも規模の大きいものの1つで、面積は266ha、権利者数は27名である（一人約10haの林地取得になる）。

ここでは、整備によって154haを個人分割し、残り112haは記名共有で登記された。個人分割はもともと分割利用していた林分を分けたものであり、共有名義にしたのは共同利用地であった。

記名共有の整備（登記）については、県の審査でも、“再び登記上の混乱を招くおそれがある”として、慎重に取扱っているところであるが、あえて踏み切ったのは以下の理由による。

①全員で造成した山林であり分割しにくい。②今後の育林管理も共同作業によらなければ困難である、③部落の公益費を捻出できる財産が必要である、④原野については現在も共同の採草放牧地として利用している、⑤全てを個人分割すると部落の連帯意識が薄れる、⑥従来からの入会慣行を継続したい、などである。

生森にすることも当然検討したが、税金、経理、運営等の点でデメリットが多いとして、最終的には権利者27名の共有という形で登記された。

今、地元の人が心配する事は「将来部落の者が村外に出た場合、持分が他に転売されたり、抵当にはいたりして、せっかくスッキリした登記や権利がまた複雑化するのではないかと。そうすると部落の意思だけで財産の管理処分が自由に行われなくなるのではないかと。」ということである。

私は、この事例については共有として整備したことは適当ではなく、入会林野のまま残して

おくべきだったのではないかと今考えている。そして同時に、いわゆる入会林野整備の選択枝が個人有、共有、法人有の3つしかなく、しかもそれらがすべて既製のものばかりで、入会林野の実態に合った特製の受皿が準備されていないことを初めて知ったのである。

(ウ) N町大字Kの例

大字Kにある入会林野は権利者14名で110haの面積があったが、昭和49年に某自治体の公共用地として買収された。このとき某自治体は登記名義人ですでに町外に転出している2名に土地代金を支払った。地元の14名は「この山は入会林であって転出したものには権利がない」と主張したものの、登記所では「成文化された慣行もなく、確証がない」として、地元の主張を受け入れなかった。

この事例は土地代金が無権利者（転出者）に支払われただけの問題ではなかった。すなわち某自治体や登記所によってそのような取扱いがなされたために、残る70haについてのこの転出者2名の権利を認めざるを得なくなったのである。つまりこの山林における入会権を否定するような情勢ができてしまったのである。（※この2名は終戦直後当地に一時入植した者であるが、たまたま昭和23年にマッカーサー政令によって部落有地を机上分筆、記名共有にした際に居合わせたために登記名義人となっている。2人も長く村にはいず、しばらくして離村している。）

7. 入会権の積極的保全対策

表8の8項に示すとおり、整備を希望し、入会権を解体したいという集団がある一方で、入会慣行を継続したいとする集団も相当数存在する。また入会権が広く知られていない権利であるために、多くの入会集団では入会慣行が崩壊されつつある。つまり登記名義人が権利を主張し、入会権を充分に知らない入会権者が誤って

表8 課題と対策

課題	対策
1 未整備入会林が依然として40,000ha存在する。	○県行政の重点課題として取り組む必要がある。
2 整備に着手したもので、認可に至っていないものが10,000ha存在している。	
3 全体の入会林が正確に把握されていない。	○森林簿等により一斉調査（市町村の補助事業化）
4 近代化法（入会整備）を知らない集団が相当数いる。	○パンフ等によるPR
5 行政事務の多様化等により、市町村職員の指導協力が得られなくなっている。	○入会整備研修会の開催 権利事務手続
6 市町村によって整備に対する姿勢、認識に差があり、整備に片寄りが見られる。	
7 県、市町村職員の入会権や入会林整備に関する正しい理解が得られていない。	
8 入会慣行の継続を希望する集団が相当数ある。	○入会後の保全に対し行政が積極的に援助する必要がある。
9 残された大半の入会集団では慣行が崩壊されつつある。	

その主張を認めてしまっている。

ところが図2に示すように、行政側は整備したいという集団に対しては近代化法により入会権の解体整備という援助を行うが、整備できない、又は整備しない集団についてはノータッチである。整備しない入会集団では、その多くが、入会権に対する正しい認識や強い権利意識がないために、外部（単なる登記名義人等）から権利を主張されるなど、崩壊の危機にさらされている。

入会権、入会慣行は、集団（部落）の共同生活維持のために考えられた住民にとって大切な権利である。その権利が自然の成行きにまかせて、いとも簡単に壊れていくことは、地域地縁社会の将来にとって大きなマイナスになりはしないだろうか。

このような考えから、私は崩壊の危機にある入会権をちゃんとした入会権として確立（保全）する必要性を訴え、ここに入会権保全対策事業なるものを提案したい。

図3に事業のフローチャートを示した。簡単に言えば、入会権の存在について集団が県や市町村に認知（後登録）してもらう事業である。

このためには、集団は入会慣行を明文化したり、登記名義人から入会林野である旨の確認書を集めておく必要があるかも知れないが、こうしておけば、集団以外の者からとやかく言われることもなく、安心して自分達の権利を守ることができるのではなかろうか。

近代化による従来からの整備を、我々は入会林野整備事業と称しているが、これはまた入会権解体事業と言うこともできる。ところが今までに、全ての入会集団が入会権の解体を真に希望して整備してきたかはいささか疑問である。単に登記名義が変わるというメリットを得るために入会権の解体を交換条件として止むなく認めてきた事例もあるのではないだろうか。

行政としては、これまでのように整備（解体）したい集団に対してのみ援助をするというのはいかにも片手落ちというべきであり、今後は不安定な入会権の積極的保全についても何らかの対策を講ずべきであると強く主張して私の発表を終わりたい。

図2 従来の入会林整備

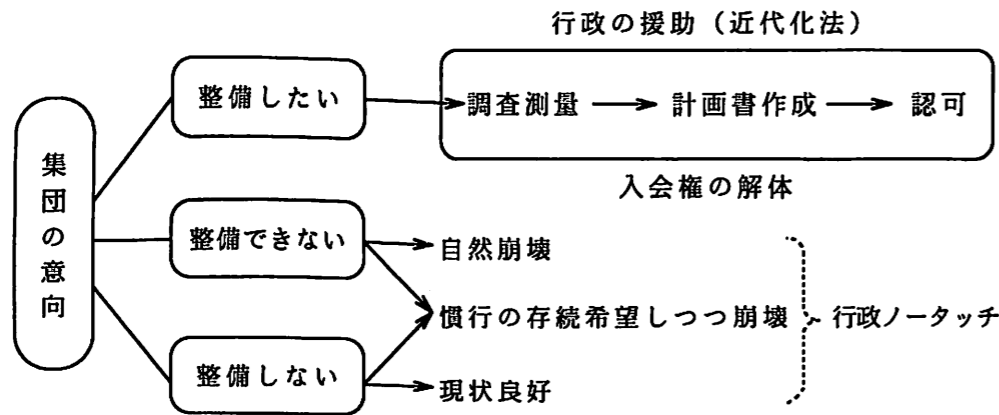
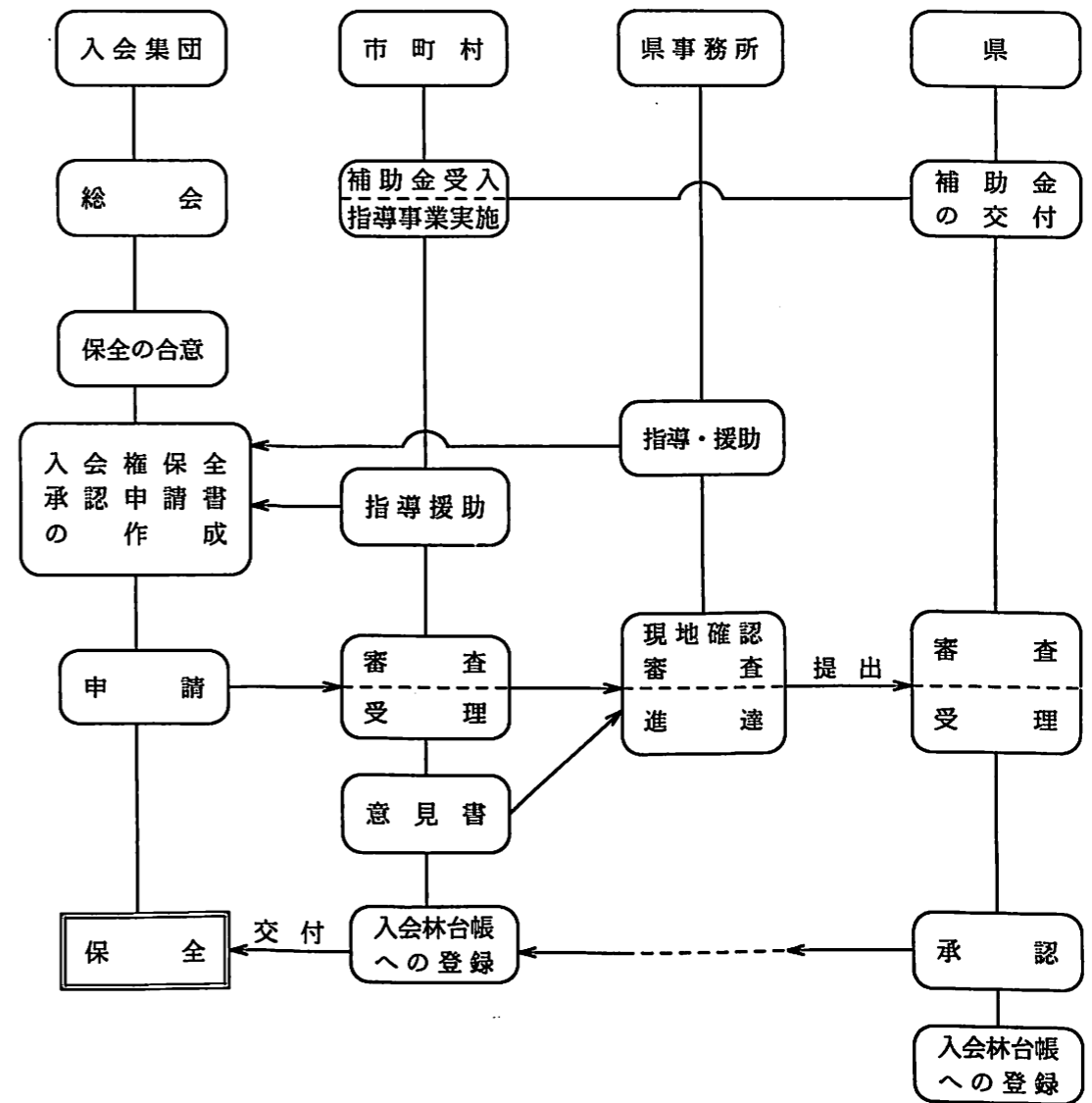


図3 入会権保全整備事業（仮称）



入会権保全承認申請書の添付書類

- (ア) 明文化された入会慣行
- (イ) 入会権者名簿
- (ウ) 林野の沿革・現況を示した書面
- (エ) 登記名義人の確認書
- (オ) 土地謄本、戸籍謄本、字図

四全総・リゾート法と入会林野整備

愛媛大学法文学部 矢野達雄

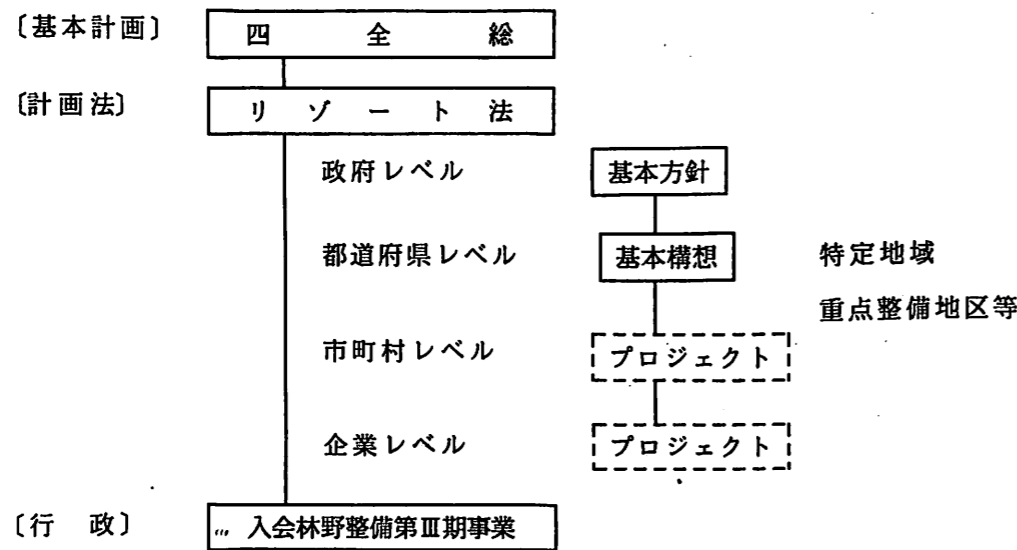
1. 四全総・リゾート法の構造と問題点

1987年(昭和62年)6月に閣議決定された、第四次全国総合開発計画いわゆる四全総は、首都圏再開発構想と多極分散型開発構想のいわば二つの顔をもつものであった。四全総閣議決定とあい前後して総合保養地域整備法いわゆるリゾート法が制定された。リゾート法が四全総の開発構想に基づいて立案化され、四全総を実施に移すための大綱を定める立法であったことは、疑問の余地がない。同法は、四全総の二つの核のうち「多極分散型」開発を主に受け持つが、首都圏と地方圏を結びつける「交流ネットワーク構想」にも関連しており、いわば二つの核の橋渡しをする役目をもっている。

リゾート法の中身を略述すると、つぎのようである。まずリゾート法は、主管大臣(国土庁、

農水省、通産省、運輸省、建設省、自治省各大臣)に、リゾート整備に関する〔基本方針〕を作成することを義務付ける。この〔基本方針〕はこの年の10月15日に告示されている。つぎに、都道府県段階では、リゾートの〔基本構想〕を作成する。〔基本構想〕は、リゾートとして開発しようとする「特定地域」(おおむね15万ha以下の規模)およびその中でも中心となる「重点整備地区」(おおむね3千ha以下の連続した数カ所の地域)を示しながら、具体的な構想を提示することになっている。リゾート法で規定されているのはここまでであるが、都道府県が〔基本構想〕を作成するにあたっては、市町村段階の開発プロジェクト、さらにリゾート開発に乗り出そうとしている各企業のプロジェクトを踏まえていることが当然予想される。

四全総・リゾート法の構造



この〔基本構想〕が政府によって承認されると、構想は〔承認基本構想〕となって、リゾート開発が具体的に動き出すことになる。そして、開発主体たる企業は税制・融資・許認可など各種の面で優遇を受けるほか、各行政体による基盤整備事業の恩恵を最大限に享受することになる。

ここに〔基本計画〕-〔計画法〕-〔下位法〕-〔各種の行政〕という政策と法の連鎖が確認され、全国総合開発計画以降における土地開発法制の構造と全く同じパターンが繰り返されている。旧全総における新産業都市という重化学工業の拠点に代わる「特定地域」という名のリゾート開発の拠点方式の再現である。

しかし、当然ながら過去の新産都の時代とは違いがあり、それは他ならぬ「民間活力の導入」である。新産都の時代には、あくまでも開発の主体は政府にあったが、しかし今回のリゾート開発は、民間の開発計画を先行させるところに特徴がある。したがって、図では上から下向きに計画の流れが存在しているようにみえるが、実際には下からのベクトルの方が上からのベクトルを圧倒している。

すでにリゾート法にもとづいて、25の道府県が整備構想を作成して政府に提出しており、そのうち14の〔基本構想〕が承認されている(89年9月現在)。

2. 入会林野整備事業の新局面

1987年から始まった入会林野整備第三期事業(入会資源総合活用促進対策事業)は、①入会林野整備への新たな利用形態(森林の保健文化的利用)の取り込み、②多面的利用を促進するための外部資金の導入、③権利調整等についての指導の強化、を主たる施策内容としている。この施策が、四全総のめざす方向と軸を一にしていることは、明らかである。とくに、農林業以外の新たな利用形態の取り込み(これを

とりあえず「多機能重視型整備」とよぶことにしよう)に積極的に足を踏み出した点は、従来の入会林野整備が少なくともたてまえ上は、「農林業の利用を増進する」ことを目的としていたのに対し、大きな方向転換といえる。

もちろん入会林野整備は、リゾート整備基本構想の特定地域内においてのみ行われるわけではない。それ以外の地域において「多機能重視型」整備を行ってもいっこうさしつかない。しかし、入会地の開発には入会地ならではの困難が付きまとう(例えば登記と実際の権利者が一致しないとか、権利関係が複雑で外部からは容易にうかがいしれないとか、入会地の処分等は権利者全員の同意が必要とされるので、1人の反対者がいるだけで買収できないとか)。このようにリゾート開発しようとする対象地に入会地が存在するとすれば、相当の困難が予想される。にもかかわらず、リゾート開発適地である里山や都市近郊林には、入会地が多い。そのような場合、入会林野整備による権利関係の近代化が、前述の隘路を取り除くであろうことは、容易に想像できる。すなわち、入会林野整備第三期事業は、四全総・リゾート法といった全体計画から発しており、その目玉であるリゾート開発のための隘路を取り除く、そういう客観的役割を担っていると考えられる。

入会林野整備第三期事業で「多機能重視型」整備が打ち出されるようになった背景としては、つぎのような諸点があげられる。

- (ア) 森林の危機・森林問題に対する関心の高まり、
- (イ) 林業の不振、農山村の過疎化
- (ウ) 入会林野整備の停滞・生産森林組合の経営難、など。

このような多くの難問を抱え、林業不振の打開の糸口を見いだせないでいる地元が、「多機能重視型整備」へ熱い期待をよせる気持ちは理解

できる。しかし、果たしてリゾート開発は、バラ色の将来を約束しているであろうか。

「多機能重視型整備」は、いくつかの問題点をはらんでいる。

㌠ 入会林野近代化法第1条への適合性

まず第1に、入会林野近代化法第1条の文言「農林業上の利用を増進するため」に果たして適合するの、という問題がある。この条文を、整備の目的を農林業上の利用に限定しているとよむと、「多機能重視型」整備を現在の近代化法のもとで行うのは疑義があるということになる。しかし、林業をとりまく状況は余りに深刻である。「多機能重視型」整備にかかる地元の意気込みと期待を考慮した場合、こういう形式的な観点から一刀両断するのではなく、もっと中身を注目し、ケース・バイ・ケースで判断する必要がある。

㌡ リゾート開発一般のもつ問題点

現在ブームの感のあるリゾート開発には、多くの問題点が指摘されている。列挙すると、開発によって自然破壊・環境破壊が進むのではない、地元住民の住環境・生活環境が大きく変えられてしまうのではない、地価の高騰を招

くのではない、さらに開発構想の乱立から採算割れになって早々と大企業の撤退したあとには荒廃のみが残るのではない、等々の懸念である。また、大企業中心のリゾートは、結局高価なレジャーに過ぎず、国民のための真のレクリエーションにならないとの批判もある。

㌢ 生産森林組合が主体となる場合

リゾート開発は、大企業主導ではなく、あくまで地元の創意を生かす形で行われるべきであるが、その際でも生産森林組合がその主体たりうるかは大きな問題である。生産森林組合には、従来の入会集団をそのまま横滑りさせたような団体が多く、この管理体制のままでは、企業的な高い事業運営能力を発揮しがたいからである。事業の展開に応じた経営体制を考える必要がある。

むすび

わたしは、リゾート地域の整備一般に反対するものではない。しかし、いま進められている開発構想には、余りに問題が多い。入会林野整備事業が、乱開発の道具として使われることのないよう監視していくことが求められる。

<シンポジウム>

司会 稲田 張 一 (佐賀県林務課)

野村 泰 弘 (西南学院大学法学部)

発言者 (発言順)

日下部隆史 (鳥取県林務課)

竹林 英雄 (山口県三隅町)

坂本 大蔵 (愛媛県森林林業課)

堺 正紘 (九州大学農学部)

長畑 州二 (岡山県高円生産森林組合)

岡 秀樹 (岡山県高円生産森林組合)

山上 三郎 (佐賀県生産森林組合協議会)

松本 正彦 (長崎県林務課)

松原 功 (山口県入会林野コンサルタント)

稲生 一成 (熊本県林政課)

西森 正信 (高知雇用促進センター)

足立 紀彦 (大分県大分事務所)

中尾 英俊 (西南学院大学法学部)

江淵 武彦 (西南学院大学法学部)

藤川 哲 (山口地方方法務局)

折出 芳和 (広島県林政課)

中村 素直 (佐賀県生産森林組合協議会)

矢野 達雄 (愛媛大学法文学部)

麻生 賢一 (大分県林政課)

麓 富吉 (鹿児島県大和村)

加茂 二見 (佐賀県生産森林組合協議会)

河田 護郎 (林野庁)

鮎川 広幸 (鹿児島県林業振興課)

1 三隅市生産森林組合の経営内容

司会 (稲田) 質問は、はじめに報告者に対するものを各々発表順に紹介し、対事務局、対林野庁の順に取り上げたい。まず、三隅市生産森林組合の経営に関して、竹林さんに対しての質問だが、内容はきわめて多様である。最初に鳥取県の日下部さんから脱退組合員に対する出資金の払戻しに関する質問が出ている。

(日下部) 脱退組合員に対する払戻金の額が大きくなると、組合の運営に支障をきたすおそれがあると思う。三隅市生産森林組合の場合、47名中5名の脱退者があったということだが、どの程度の払戻金が支払われたか。

(竹林) 当生産森林組合は、一人当たりの出資金40万円、資本金1880万円で発足した。組合は脱退者に合計200万円を払戻さなければならないが、組合にはその支払能力がないので、県とも相談した結果、残りの42名が一人あたり

4万円を負担し、不足分は役員が共同で支払った。このために、それぞれの出資金が増加した形となり、資本金額は従来通りとなっている。

(坂本) 報告によれば昭和45年に一度整備申請手続きを行なおうとしたところ制約が厳しく申請に至らなかったということだが、当時の方が整備は現在よりも容易でなかったかという気がする。その当時の制約とはどのようなものであったか、また、それが61年の組合設立までにどのように変化したのか伺いたい。

(竹林) 45年の申請当時は、必ず転出者の確認印を取得しなければならないこととされていたが、町外に転出している人の印鑑がとれなかったため、申請を断念した。しかし、昭和60年時にはこれが緩和されており、確認届の郵送・受取人不在の証明により申請ができるようになっていたために、組合発足に至ることができた。

(堺) 組合によりわさび田経営がなされてい

るとのことだが、生産森林組合の活動としてはユニークなものだと思われるので、もっと具体的に伺いたい。現在、森林組合に委託されているというが、その形式は、請負耕作か、それとも、土地の貸借関係にもとづくのか。また、将来は、直営にしたいとの意向をもたれているようだが、そのわさび田の面積にもよるもの、作業従事者は42名の組合員中限られた人になるのではないかと。もとより、このような農産物生産は、林業の場合よりも集約的な管理が必要となってくるが、組合員の出役で可能かどうか伺いたい。

(竹林) 森林組合としてもこのような生産が可能かどうかははっきりつかめていない関係上、3haの土地を3年間で1,500円というわずかな賃料で貸し付けるという仮契約を結んでいる。将来、わさび生産が軌道に乗り、収益が上がりればこれを分配するという取決めを行なっている。直営事業とするかどうかの問題についてだが、現在、我々の中にわさび生産の技術を有する者がいないので、森林組合が修得した技術につき指導を受けて、2、3名の技術者を養成するという道を考えている。

(長畑) 我々の生産森林組合の場合、地区の役員が生産森林組合の役員を兼ねるなど、地域の共同生活と生産森林組合の財産管理というものが密着した形で運営が行なわれている。ところが、今後、組合員の高齢化により脱退者が増加する可能性がある。その場合、地域に根付いた外来住民の生産森林組合への加入を認めなければならない時期が来るように思われる。三隅市生産森林組合の場合、我々とは地域の状況が異なるかもしれないが、この点、どのように考えられているか。

(竹林) 我々の場合、新規加入の募集は考えていないし、仮にそれをするにしても、40万円余りの出資金が必要となれば、敢えて加入を希

望する者もないのではないかと思う。したがって、組合員数が減っても、そのまま運営していくことになる。

(岡) 事業外損益70万5000円のうち、12万円は育成助成金ということだが、その他の内訳を聞きたい。また、公社造林に出している場合や、出不足金を徴収している場合は、従事割配当ができないと聞いているが、その点の対策はどのようにされているか。

(竹林) 事業外損益の内訳は、組合員に対する賦課金1名あたり3,000円、合計12万9,000円、出不足金31万1,000円、町からの補助金12万円、治山事業を行なった際に県から交付された堰堤の補償金6万8,000円、預金利息6万円というのが大きな項目である。なお、公社造林は、我々の組合では行っていない。出不足金については、これを組合預かりの形をとり、代人を立てて全員出役した形式をとっている。この点、生産森林組合運営の難しさを痛感している。

(山上) 出不足金を徴収したら従事割配当ができないという点について聞きたい。佐賀県の方でも出不足金を徴収する例があるが、税務当局からそのような指摘をされたことはない。

(長畑) 青色申告をするにあたり、税務当局に指導を受けにいった際に、生産森林組合は全員出役が建前であり出不足金を徴収して組合の会計に計上するのは経理上問題があるという指摘を受けた。そのために、出不足金で人を雇って本人が出役したという形をとったわけだ。本来の姿はどうあるべきなのか。

(山上) 確かに、全員出役が理想的ではあるが、現実にはそうはいかない。この点、出不足金を徴収するかどうかは、組合内部の問題にすぎないのではないかと。その収入は、事業外収益として計上しておけば別に問題はないのではないかと思う。

(松本) 法人住民税の問題だが、納税額に相当する金額を助成金として町に申請すると、無条件に交付されるのか。特定の事業に対する補助ということなのか。また、右補助金はいつ頃から交付されているか。町内には他にそのような生産森林組合はあるか。

(竹林) 特定の事業に対する補助金というわけではない。交付は2年前から受けているが、町内には他に生産森林組合は存在しない。この補助金は、一応、今年度も交付されるだろうが、今後も継続的に交付されるというものではないと思う。

(山上) 貴組合の貸借対照表の負債および資本の部において、「出資金」と「資本金」という項目がある。後者250万4,000円は、具体的にはどのようなものか。

(竹林) もともと当該山林は、地区の特別会計の中で取り扱われていたものだが、組合設立に伴う地区の会計分離の際に、その特別会計の残金を組合の会計に入れ、資本金としたのがこの金額だ。

II 個人分割を目的とする整備

(松原) 入会地で、割山利用がなされる場合、個人にかなりまとまった面積が割り当てられ、造林も積極的に行なわれている例が多い。稲生さんの報告では、整備後の形態として個人分割が多いという話だが、もともと球磨村では入会地の割山利用が行なわれていたという沿革があるのか。

(稲生) 大半は整備の前から割山利用が行なわれていた。造林は昭和30年代から盛んになったが、近年になって育林が進み山林の資産価値が増加することにより、整備の気運が出てきたもので、整備の前からある程度の利用が進んでいたといえる。

(坂本) 小面積で入会権者が多いという場合

の整備をどうするか問題がある。これについて、個人分割が主流となっている熊本県の実態を伺いたい。また、面積が大きい場合にそれほど問題がないかもしれないが、測量図を作成して登記の段階にもちこむにはかなりの費用がかかる。その費用負担はどのようにになっているか。国の補助事業だけで十分か、県の単独事業でつぎ足しをしているのか、一筆いくらという形で地元が負担しているのか。あるいは、国土調査の成果によって分筆した土地について積極的に活用していくという事例があれば紹介して頂きたい。

(稲生) 熊本県においても生産森林組合方式をとったケースが7例ほどある。これらは、入会権者が70名、面積が35ha程度で、一人あたり0.5haに過ぎないが、現在、組合の運営をやめたいという話も出ているように聞いている。ただ、県内にどの程度入会林野が残っているか、正確に把握していないが、これを徹底的に洗い出して整備すべきだとは考えていない。もともと、林野面積の広狭や権利者の多少にかかわらず、個人分割すべきか生産森林組合を設立するかという問題については、あくまで地元が判断すべきであろう。測量の費用負担の件だが、現在、国と県を合わせて3分の2を補助できる。球磨村の場合には、残りは村の補助で行なっており、地元負担はない。球磨村以外の事例で計画の予備審査の段階で明らかとなったものだが、最近、国土調査の成果を利用したケースがある。もともと、この調査では、土地の外側だけが対象となり、内側の測量は実施されなかったため、村が全額負担して分割線を入れた図面を作成したと聞いている。国土調査の成果は、表示登記にまでおよび、しかも現況主義がとられている関係上、個人分割利用の現況があれば、その成果によって分筆登記が可能だという見解を聞いたことがある。ただ、過去に測量が補助事業に

よってのみ行なわれている土地については、二重補助のような形になるので好ましくないという見解もある。もとより、国土調査と入会整備は役場において担当課が異なるので、両者の連絡を密にするように指導している。法務局の方も、国土調査と入会整備に関する測量を合わせて行なった方が処理の上で合理的だと意見をもっているようだ。したがって、なるべく、国土調査の方と連動して整備計画を立てるのが望ましいと思われる。

(西森) 字図と実測図の整合性の問題がいわれていたが、両者が合わないことはない。この点を解決するためには、測量に入る前に十分に地番の確認をすることが重要だ。実測図を書いた後で字図と照らし合わせてみても、両者が合わないというのは珍しいことではない。それに、登記簿と字図の地番を突き合わせてみるのが肝要だ。登記簿には地番があるが、字図でそれが脱落しているということが多い。この場合、法務局で訂正をしてもらう必要がある。そのように指導されるべきだろう。

(稲生) ご指摘の通りだと思う。ただ、昭和58年頃より前は、法務局において字図との適合性はあまりに厳格に求められていなかった。そのために、過去に測量された土地の場合、実測図と字図が合わないという例がかなり存在する。この場合、字図と照合し直すという作業が必要となるであろう。また、字図の訂正の点だが、一字全体が入会地であれば、利害関係人の同意を得て訂正することにつき問題ないが、一字の一部だけが入会地である場合、その訂正につき、入会地以外の部分についての測量が必要になる。この場合、一番よいのは国土調査の成果を利用することだ。そこで、入会地の部分を含む字図を閉鎖して、入会地の部分だけ測量し、法務局に前の図面と差し替えるという方法をとっている。これは、正確な国土調査が行なわれ

る前の暫定的な措置である。その際に法務局から求められるものは、当該字図の隣接地の位置関係確認である。これは、閉鎖された字図の土地部分が特定されていなければならないからである。この面で不正確な部分が出てきたら、その部分だけ再測量する必要がある。この点さえ明確に処理しておけば、その後の作業は手間取らないと思う。

III 入会権明確化の必要性

司会(野村) 足立さんに対して、整備のための経費および「入会権保全事業」に関する質問が出ている。

(坂本) 整備の障害の理由として、8つの項目が示されているが、そのうち13件という最少の回答ながら、「整備のための経費を捻出できない」というものがある。整備に関する経費はほとんどかからない。もしくは、かかっても市町村が肩代わりするという話をよく聞く。ここで指摘されている「経費」とはどのようなものか。また、その金額はどの程度のものか。

(足立) このアンケート調査の回答には具体的に経費の内容が記載されていないので、詳しいことはわからないが、次のような経費がかかりうと思う。すなわち、補助事業で測量を行なう場合には、地元が3分の1の負担をすることになる。これについて市町村が補助しない場合には全額入会権者が負担しなければならない。また、大分県では、県職員OBが入会担当であった人が整備計画書作成その他の手続きに関して協力しており、その謝礼などが経費として考えられる。あるいは、転出者に対する確認書を内容証明郵便で送付すると1通で1,000円ほどかかる。その対象者が100名や200名存在するのは珍しいことではないので、この経費も過小評価できない。

(坂本) 足立さんの提唱される「入会権保全

事業」の趣旨は、非常にいいことだと思う。そこで、このような事業の法的な取扱いの確立につき、公正証書による文書化という点を含めてもっと伺いたい。

(足立) この事業は、自治体が表面に立って行なおうというのではなく、あくまで地元入会集団が中心となって、入会権の存在の証明を容易にしようというものである。もちろん、この事業に県などが関与することで、裁判が起こった場合に県の責任という要素を打ち出しておけば、地元入会集団も心強いものがあるだろうが、そこまでは無理だろうし、関係書類が整っておけば、その必要もないように思う。

(塚) 屋久島での第5回大会のおり、九大の岡森さんが「委任の終了」というケースを報告され、その翌年に福岡市森林公社の川原さんがこの「委任の終了」という登記原因を全面的に取り上げた報告をされた。その際に、入会の近代化をしなくても入会に関する問題を解決する方法はあるのではないかと、という点が活発に議論された。足立さんの報告は、その延長上にあるかどうか問題になろう。すなわち、いわゆる「入会権保全事業」というものが、入会紛争を収束させる手段として、あるいは、それを未然に防止する手段として、当該山林が入会地でありその慣習はこのようなものだ、入会権者はこれらの人々だということを常日頃から確認しておく、という趣旨をもっているのかどうか。この点が不明であるように思う。もとより、入会林野の利用を高度化する決め手が近代化法の適用であるという論理があり、これが現在まで続いているが、これが唯一の方法ではないという点について、近年、認識が高まってきたように思う。このような、政策の流れの中で、足立さんの提唱される事業がどのように位置付けられるのだろうか。

(足立) たとえば、登記に対する過信が根強

く存在するような現状では、入会林野の権利と登記をめぐる紛争を生ずる可能性がある。そこで、このような紛争の予防措置をとる必要がある。私の提唱する事業は、第三者において当該土地が入会地であることが認識できるように書類等を整えておくようにする。そのことにより、仮に裁判が提起された場合でも、入会林野が守られるようにする、ということを趣旨としている。

(塚) まず、登記については、あまり議論しなくてもいいのではないかと思う。「委任の終了」を登記原因としている場合でも、定期的に総会を開いて慣習などを確認していく必要がある。入会集団の存在がはっきりしているような状況では、当該土地が入会地であるかどうか議論が生ずる余地はあまりないのではないかと。

(中尾) 入会権は不安定な権利であり権利者が誰なのかよくわからないものだといわれることがある。しかし、入会権は慣習に従うというのが民法の規定であり、慣習が国家の法律と同等の効力をもつことが明らかにされている。そのために、入会権者の範囲などは、登記ではなく、慣習によって定まるということになる。このような点を考えると、入会権は不安定な権利ではなく、非常に強力な権利だということになる。足立さんの報告の中に地元の入会権者が入会権の主張を行なったが某県も登記所も認めなかったというくだりがあったが、入会権の存在を県や登記所が否認することはできない。おそらく、登記名義人に権利がある可能性があるのもその人について何らかの措置をとりなさいという発言をしたのではないかと。そこで、足立さんの提唱される「入会権保全事業」だが、その趣旨に則した措置をとるとするならば、入会権者の総意によって慣習を確認し公正証書で明文化しておくという方法が考えられる。公正証書は一定の取決めがあったことを公証人が

証明する手段であり、その内容の信憑性まで保証するものではないが、入会慣習の場合、それでほぼ十分だというべきだ。その措置をとっておけば、極端に言えば、登記は放置していてもよいと思う（したがって入会整備が土地の登記だけに関する政策だと理解するのは非常に危険だ）。ただ、分収造林や土地の売買といった取引が行なわれる場合、「委任の終了」という登記原因が役に立つことがある。

(足立) 慣習を明文化するような場合、登記名義をもつ転出者が異義をとらえてくる可能性は否定できないのではないか。そこで、紛争の予防という措置は必要なのではないか。そのために、現在の入会整備と同じ方法で転出者から自己に権利がないことを確認する文書をとっておくという方法を考えるべきではないか。

(中尾) 転出失権という原則からするなら、転出者に意見を求める必要はないと思う。

(足立) 入会権に関して、転出者などの認識が不足する場合には問題が出てくるのではないか。入会整備において、確認書など所定の文書が作成されているのは、このような認識不足などを原因として発生する紛争を予防することが目的なのではなからうか。したがって、整備を前提としない場合であっても、このような文書を整えておくことは有意義ではないか。

(中尾) 確認書については近代化法に規定がないが、そもそもこの文書は、転出者による権利不存在の確認の意思を証するものであり、権利放棄の意思表示に関する書面ではない。したがって、この文書がなくても、入会整備は可能だ。実務上、これがとられているのは、登記名義人から異義申し立てがあった場合の証明資料とするために過ぎない。

(江洲) 入会整備を前提としないのに、転出者に対して、そのような交渉をするのは、転出者に余計な先入観を与えるなど、危険性がある

ようにも思えるが。

(足立) そのあたりは、十分な根回しが必要だ。

司会(野村) 山口県コンサルタントの藤川さんに意見を伺いたい。

(藤川) 登記官としては、登記簿上、名義人の権利喪失という結果が生ずる場合には、どうしても慎重な判断をしなければならない。先程の登記所の入会権に関する判断というのは、そのような意味の意見だったのだろう。なお、「委任の終了」という登記原因も登記の在り方のひとつというべきだ。ただ、そのような登記原因を付しても、入会地の本質には変わりはない。要するに、登記に関するテクニックに過ぎないということだ。

(山上) 入会地ではないという某県当局等の判断につき、地元入会権者からの裁判提起といった反応はなかったか。

(足立) それはなかった。

(中尾) 事実関係を確認したい。要するに、16名共有名義の土地につき某県が買収したが、現在の権利者14名による売渡金の配分に対してその県が他の名義人2名にも配分すべきだと主張したということか。

(足立) その通り。

(中尾) このようなケースで裁判となっている例が他にある。そこで行なわれている主張は、転出者たる登記名義人に金銭を支払ったから当該土地は入会地ではない、というものだ。ここで、金銭支払いの性質が問題となる。ひとつは、移転登記に応ずる転出者に対する「印つき料」的な性格であり、もうひとつは、土地の売却による帰村復権の期待を奪うことによる補償だ。要するに、転出者に対する金銭の支払いが必ずしも土地に対する所有権の是認にはつながらないことに注意すべきであろう。

(山上) 資料の中に、共有地を残した理由と

して、従来からの入会慣行を継続したいというものがあげられている。まず、ここで示されている「共有地」とは、入会地そのものを意味するのか、それとも、入会整備後に発生した(個人的な)共有地を指しているのか。

(足立) 後者である。

(山上) その場合、整備によって入会権は消滅しているといわざるをえない。それにもかかわらず、入会慣行を継続したいとはどういうことなのか。

(足立) 確かに、整備後に入会慣行を存続させたいというのは矛盾した希望だが、どうしてもこのような希望をもち、従来通り部落有という形で管理を続けたいと考えるケースが現実には存在している。

(山上) 入会慣行を継続できないということに関する地元の認識は明確なのか。

(足立) 従来の転出失権の慣行など、主要な入会慣行を維持できないことについては十分認識されている。しかし、すでに入会地でなくなったという原則に触れない範囲で部落の内部規約の作成が必要だと考えられている。

(日下部) 新しく取得した土地でも入会地として管理できるというとするなら、その場合、入会慣行を新しく設定することはできないだろうか。

(足立) 近代化法の適用により入会権が消滅したにもかかわらず入会慣行を復活させるのは、認可審査そのもの妥当性が疑われかねない。

(中尾) 入会権が新規に設定できることは疑いない。ただし、近代化法12条による移転登記が行なわれると、2度と同条による登記はできないし、もとより、入会権の消滅が公簿上明記されたということだ。したがって、その土地に関する入会権の主張は不可能だろう。もっとも、そのような土地を集团的に管理ということが別に違法だというわけではない。たと

えば、5年間の土地の分割しない旨の特約を登記しておけば、第三者にその特約で対抗することができる。さらにその5年を更新することもできる。それ以外については、たとえば、部外者に登記上の共有持分を移転しないという申し合わせを行なっておけばよい。ただし、入会慣行が法律と同等の力をもっているために誰に対しても集団の規約が主張できるのに対して、そのような申し合わせは部外者に主張できないという問題はある。

(折出) 入会権について一般に認識が薄いことから紛争が生じやすいという傾向があるのは確かだと思う。それに対して何らかの対策が必要だという足立さんの考え方はよく理解できる。しかし、そこまで行政機関がやっていかねなければならないのだろうか。足立さんの資料によれば、「大分県の入会林整備の課題」として、①入会慣行の継続を希望する集団が相当数あること、②多くの入会集団において慣習が崩壊する傾向が存在すること、という点があげられており、その両方とも、入会権の保全につき、行政の積極的援助の必要性が指摘されている。①のような例はともかくとして、私は、②のような事例において、行政の積極的対応が必要かどうか疑問だ。ある地域で入会権が解体する傾向があるとしても、それ自体としてはやむをえないことで、そこまで行政が立ち入ることは適当ではないのではないか。

(足立) もちろん、集団自身が正確な入会権の認識を踏まえた上で入会慣行の崩壊を望むのであれば、それはそれでやむをえないことだ。しかし、実際には、入会権に関する認識不足や誤解が原因で解体が進行する傾向が強い。登記に対する過信、すなわち、転出失権に関する認識不足がその典型といってもよい。もとより、入会権は山村社会を維持するための林業を支えるものであり、この権利は地域共同体の維持の

ためにはなくてはならないものだと思う。我々林野行政に携わる者としては、このような入会権の存続について、どうしても無関心ではいられない。

IV 多機能重視型森林経営の問題点

司会（野村） いわゆる多機能重視型事業は、生産森林組合においてはどこまで進めることができるかという質問が出ている。

（松原） たとえば、スキー場用地として土地を貸しつけるということも、その土地の中の立木の管理を生産森林組合が行なうのであれば、差し支えないのではないか、という気がする。もとより、ある程度の事業範囲の拡大を考えないと、経営は難しいだろう。問題は、その限界がどこにあるかということだ。

（中村） 名城大学の武井先生が指摘されているように、生産森林組合においては、事務処理の煩雑さと課税対策の面に関して相当の問題を抱えている。我々組合関係者も、事業遂行について模索しているが、この点について、もっと伺いたい。

（矢野） 森林組合法93条1項に、生産森林組合は森林の経営およびこれに付帯する事業の遂行が可能だと規定されている。要するに、問題となる事業をこの付帯事業に含めて考えることができるかどうかだ。スキー場用地として利用するためには、森林を伐採することになるから、それがあまりにも本格的な規模となると、問題が出てくるかもしれない。ただ、そうはいつでも過度に厳密に考えると、生産森林組合の経営に支障が生ずるであろう。そこで、現金収入を確保するために、スキー場の他、テニスコート、ログハウス、ペンションなどの施設用地とするという方法は、必ずしも排斥されるものではないと思う。しかし、そのような施設を生産森林組合が直営するとすると、現在以上に事務処理

が大変になる。それを回避するためには、このような経営に熱意をもつ組合員で会社を設立し、組合から土地の貸付を受けるという方法が一案として考えられる。

（鮎川） 現在の入会地が残っている地域の中には、深刻な過疎化に悩み、生産森林組合を設立しようにも後継者がいないという問題を抱えているところがある。現在では、整備後、土地の多目的な利用が認められるようになってきている。仮に、整備後の土地に企業を誘致したり、ホテルを建設したりということが認められると、過疎地域の振興に役立つと思う。そのような利用がひとつの方法として考えられるのではないか。林野庁の見解を伺いたい。

（河田） 入会林野の近代化は、林業基本法の趣旨にもとづき、経営規模の拡大、農林業的生産の維持発展という目的のために遂行される。もちろん、林野庁森林組合課の中で、この点を改正すべきかどうか色々な意見が出ているが、近代化法は昭和41年に制定されて以来、一度も改正をみない。その部分の改正は難しいのではないかという気がする。仮にそのような手直しをすれば、研究会なり検討委員会なりをつくって十分なコンセンサスを得る必要がある。入会権は民法上の権利だから、林野庁だけの検討では不可能だと思う。

司会（野村） 四全総と入会整備の関係についてもう少し伺いたい。

（矢野） 四全総とリゾート法が密接な関係をもつことは疑いが無い。これに対して、四全総・リゾート法と入会整備は、一見、結びつかないようにも見えるかもしれない。というのは、リゾート法による整備は、特定地域の場合は15万ha、重点整備地区の場合は3000ha以下の隣接した地域というように、非常に大規模な開発を考えているのに対し、入会整備は、せいぜい10haという小規模の土地を対象としている。

しかし、両者には一定の関係があると見るべきであろう。報告の中では触れなかったが、林野庁が第三期事業を開始するにあたって、教育・文化、保健的機能という点を強調するようになったのは、第二期後半の整備実績の低下に関する大蔵省対策という予算の問題があったのかもしれない。つまり、四全総などでうたわれているリゾート整備、開発を入会整備の中に新規事業として盛り込むことにより、予算の確保を容易にしようという配慮があったのではないかという推測もできないわけではない。ただ、その意図がどこにあるにせよ、ひとたび特定の事業として出発した以上は、もし大規模なリゾート開発の対象地の中に入会地が存在した場合、入会整備事業がその一端を担うということは、好むと好まざるにかかわらず、十分に考えられることである。私の報告の趣旨は、入会整備事業も大きな国家政策、開発計画の流れの中で動いているという点にある。私は、入会整備がこのような種類の問題だということを明確に認識し、整備に関するバランスシート、すなわち、整備をした場合の利益や不利益を慎重に考慮しながら、事業を進めることが重要だと思う。

V その他の諸問題

① 整備後における入会慣習の継続の是非
司会（稲田） 相手方を特定しない質問について検討したい。まず、麻生さんから、入会慣習に関する質問が出ている。

（麻生） 入会整備により対象地を記名共有名義とした場合の問題についてだが、整備直後とはかく、その後時間の経過により相続により権利関係が複雑になる。入会権の場合にはこの問題は発生しない。すなわち、入会整備が林業について逆に足枷となるおそれがあるように思う。そこで、入会整備後も入会慣習に近い形の管理方法が必要になる場合があると思うが、

大分県以外の方で、このような管理方法について実例等をご存じであつたら伺いたい。

（中尾） 生産森林組合方式だったら、森林組合法に触れない範囲で入会慣習に近い形をとることはできないことはない。たとえば、組合員を地域内住民に限るということが可能だ。しかし、記名共有名義という方式だと、基本的には集团的統制をはずしてしまおうということだから、この形式をとりながら入会慣習を保存するという事は難しいし、またその実例もみたくはない。

② いわゆる「旧慣使用権」について

（麓） 特定の事例について意見を聞きたい。村名義となっている入会地上の立木を地元集団が第三者に譲渡し、当該立木所有のため地上権設定登記が必要であるところ、村長が同登記について与えた同意に関して議会で地方自治法238条ノ6をめぐる問題となった。はたして、この地上権設定について、議会の議決が必要であろうか。

（中尾） 立木を売却することは（市町村に代金の一部を納入するという取決めが存在しうることはともかく）、地元入会権者の自由だといえる。ただ、この場合、地上権設定登記は村長の協力がないと申請手続がとれないことは明らかだ。その際に議決が必要となるかどうかという点が問題となるが、少なくとも、当該土地が入会地ではなく、いわゆる旧慣使用権であるという議論は、今日では通らない。このような場合は、本来、地方自治法238条ノ6は問題とならないだろう。この規定が現実化するのとは、たとえば、整備の手段として旧慣使用林野整備という形式をとる場合や、共有の性質を有しない入会権が存在する公有財産の処分につき、入会権者の権利保護を十分にするために議会の議決を必要とするという解釈をする場合などであろう。

③ 法人住民税減免措置の問題

(加茂) 法人住民税の問題について、林野庁の見解を伺いたい。

(河田) 林野庁全体の税制改正要項の窓口となっている企画課税制班に対して、入会整備班から法人住民税減免措置を求めているが、税制班の方ではこれを税制改正要項として提出できないとしている。我々は、この点につき、税制班担当者とともに自治省に行ってお願している。しかし、今のところは、自治省からは、事情がある場合には地方公共団体の長が云々といった通り一辺の回答しか得られていない。今後とも、機会あるごとに、働きかけをしたいと思っている。

(中村) この問題の難しさは理解できる。そ

こで、何らかの代替措置の実現に向けて、林野庁から都道府県へ、さらに都道府県から市町村へ指導をお願いしたい。

(河田) 入会関係の都道府県ブロック会議でその点を検討したい。

(加茂) 佐賀県生産森林組合協議会の総会において、177 組合長から熱心に法人住民税問題解決に向けて意見が出され、各方面にその働きかけを行なったが、実を結ばなかった。組合員の中から、せっかく入会整備をしても何らメリットがないではないかという声も聞かれる。しかし、この大会での研究報告等を聞いてみると、十分なメリットが存在すると思う。ただ、一般の組合員は、目前のメリットを欲している。色々な面での補助対策の研究を希望したい。

<大会記事>

西日本入会林野研究会第14回大会は、平成元年8月30日～9月1日に山口県長門市の湯本温泉で、150 人余の参加を得て開催された。また、地元山口県内の生産森林組合の組合員や入会林野の関係者の方々が多数参加され、盛会であった。

<総会報告>

8月31日の大会当日の昼食前に総会が開かれ、正岡喜久利氏(愛媛県入会コンサルタント)の議長によって議事が進められた。会務報告(昭和63年9月～平成元年8月)、会計報告(同)、会計監査報告が了承されたあと、次年度以降の研究会の在り方、次回開催予定地の決定、役員を選出の順に進められた。それぞれの内容は次のとおりである。

1. 会務報告(第14期、昭和63年9月～平成元年8月)

山口県農林部高浜部長、三隅町木村町長および林野庁森林組合課の河田護郎課長補佐にはご多忙中にもかかわらず御出席いただき御挨拶並びに御講演をいただいた。

また、9月1日はあいにくの雨のなか、三隅市生産森林組合の現地検討会を行い、組合の方々にお世話になった。

1) 活動日誌

(昭和63年)

8月31日～9月1日 入会林野研究会全国大会(於岐阜市 80人参加)

(平成元年)

1月30日 第14回大会について山口県担当者との打ち合わせ会議

2月21日 全国大会会報を受信

4月28日 全国大会会報を各県に発送

6月 8日 第14回大会について山口県担当者との打ち合わせ会議

6月27日 第14回大会の案内状等を各県と関係者に発送

8月17日 事務局会議

8月30日 監事会

2) 会計報告及び会計監査報告別紙の通り

2. 審議事項

1) 西日本入会林野研究会の次年度以降について

事務局としては、研究会大会が沖縄県を除いて一巡したこと、また問題点も出尽くしたとの判断から、運営委員会に本年度の大会をもって当研究会の活動を休止したいと提案を行った。しかし、運営委員の多くの方から研究会の存在意義はまだあり、是非続けてほしいとの意見が出され、また、幹事会でも同様の意見が多かったです。従って、事務局の提案は撤回することとし、次年度以降も大会を続けることにしたい。但し、研究会大会の持ち方等については今後検討していきたい。以上の趣旨の提案を行い、総会で了承された。

2) 次回開催予定地について

次回の大会予定地は、第1回の開催地であった大分県で開催して頂くことになり、大分県から内諾をいただいた。具体的な開催場所は湯布院町が考えられている。

3) 役員を選出

①市町村関係

佐藤 英男(熊本県南小国町)

→留任

酒井 利幸(大分県九重町)

→井上 清則(大分県九重町)

大西 史郎(愛媛県伊予三島市)

→守屋 徳夫(愛媛県伊予三島市)

山下 進(福岡県杷木町)

→未定(大分県湯布院町)

上田 正紀(山口県三隅町)

→留任

②県関係

椎木 章夫(山口県治山課)

→留任

池沢 正(高知県林業課)

→留任

檜崎 正雄(福岡県林政課)

→留任

秋吉 賢士(大分県林政課)

→麻生 賢一(大分県林政課)

馬場 彰(佐賀県林務課)

→留任

③大学関係

北川 泉(島根大学農学部)

→留任

矢野 達雄(愛媛大学法文学部)

→留任

中尾 英俊(西南学院大学法学部)

→留任

岡森 昭則(九州大学農学部)

→留任

④監事

松原 功(山口県入会コンサルタント)

→留任

山上 三郎(佐賀県生森協議会)

→留任

西日本入会林野研究会第14期会計報告

(自 昭和63年9月1日 至 平成元年8月31日)

項 目	前 期	今 期	摘 要
1. 前期繰り越し	164,159	137,737	
2. 会 費	174,000	185,000	370 人
3. 大会参加費	309,000	0	
4. 利 息	1,518	315	
収入合計	648,677	323,052	
1. 会 報 費	220,000	234,000	全国大会会報
2. 会場係旅費	89,000	0	
3. 連絡旅費	44,500	0	
4. 運営委員会費	0	0	
5. 通信費	18,700	20,624	
6. 監事会費	35,000	0	
7. 謝 金	54,000	0	
8. 事務局費	49,740	28,776	山口県との打合わせ
支出合計	510,940	283,400	
次期繰り越し	137,737	39,652	

平成元年8月31日

西日本入会林野研究会 代表委員 中 尾 英 俊

会 計 監 査 報 告

第14期の会計処理は適正になされ、何ら異常のなかったことを認めます。

監 事 松 原 功
同 山 上 三 郎